

就学事務の手引

令和6年4月改訂
鳥取県教育委員会

はじめに

学校教育は、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためにも、「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進が必要とされており、以下の考え方に基づいて、特別支援教育を発展させていくことが必要です。

- 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育を受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
- 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。

中央教育審議会初等中等教育分科会

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」より

文部科学省において、障がいのある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の一部改正が行われ、平成 25 年 9 月 1 日から施行されました。

具体的には、

- ①就学基準に該当する障がいのある児童生徒等は原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みを改め、障がいの状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへの改正
 - ②障がいの状態等の変化を踏まえた転学に関する規定の整備
 - ③視覚障害者等である児童生徒等の区域外就学に関する規定の整備
 - ④保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大
- の 4 点が挙げられます。

また、「障害者の権利に関する条約」が、平成 26 年 2 月 19 日に我が国において効力を生じることとなり、平成 28 年 4 月 1 日には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。令和 3 年 1 月には、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」がとりまとめられ、我が国の特別支援教育に関する方向性が改めて示されたところです。

このような国の動向を踏まえ、本県においても特別支援教育の更なる充実を目指すとともに、障がいのある児童生徒等の就学先の決定及び就学後の支援が円滑になされるよう、適切な教育支援の在り方の周知等に取り組んできました。

本手引は、令和 3 年 6 月に文部科学省より示された「障害のある子供の教育支援の手引」をもとに、障がいのある子どもの「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等、障がいのある子どもやその保護者、市町村教育委員会を始め、多様な関係者が多角的、客観的に参画しながら就学を始めとする必要な支援を行う際の基本的な考え方に基づき、就学の手続き等についてまとめています。

本手引が、障がいのある児童生徒等一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育を提供するとともに、特別支援教育のより一層の充実に向けた取組の一助となるよう願っています。

令和 6 年 4 月

※「障害」の表記について

従来、「障害」と表記していたものについて、鳥取県では平成 21 年 11 月より基本的に「障がい」と表記することとしました。本手引では、法令等の名称や法令等に規定する用語、著作物の引用においては「障害」と表記しています。その他の場合には、医学用語等の専門用語であっても、意味が損なわれたり、誤解されたりするおそれがある場合を除き、原則として「障がい」と表記しています。

目 次

1	教育支援について	
(1)	早期からの一貫した支援	2
(2)	就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方	5
(3)	就学に関する事前の相談・支援	5
(4)	就学先の決定	6
(5)	学びの場の柔軟な見直し	8
(6)	その他留意事項	8
(7)	就学に関わる関係者に求められるもの	8
(8)	就学可能な障がいの種類と程度、就学先となる学校や学びの場等	10
2	認定特別支援学校就学者に係る手続きについて	
(1)	新学齢児が県立特別支援学校に就学する場合	17
(2)	小中学校等から県立特別支援学校への転学 (新たに視覚障害者等になり、認定特別支援学校就学者となった場合)	18
(3)	小中学校等から県立特別支援学校への転学 (「令」第22条の3に該当する視覚障害者等が認定特別支援学校就学者となった場合)	19
(4)	県立特別支援学校から小中学校等への転学(視覚障害者等でなくなった場合)	20
(5)	県立特別支援学校から小中学校等への転学(障がいの状態等の変化による場合)	21
(6)	県内の県立特別支援学校間の転学(同一障がい種の場合) ※他の市町村に転居する(学校が変わると見込まれる)場合	22
(7)	県立特別支援学校に在籍している学齢児童生徒が他の市町村に転居する場合 (学校が変わらないと見込まれる場合)	23
(8)	県内の県立特別支援学校間の転学(障がい種が異なる場合)	24
(9)	県内から県外への転居に伴う転学	25
(10)	県外から県内への転居に伴う転学	25
(11)	区域外就学 ①鳥取大学附属特別支援学校へ就学する場合 ②鳥取大学附属特別支援学校から県立特別支援学校へ転学する場合 ③県内から県外の特別支援学校へ就学する場合 ④県外から県内の県立特別支援学校へ就学する場合	26
(12)	福祉施設入所に伴う転学について	28
(13)	認定特別支援学校就学者に係る学齢簿の加除訂正の通知	28
(14)	その他	28
3	鳥取県就学支援分科会審査要項及び資料様式等	
	審査要項	30
	個人調査書・診断書・観察票の作成要領	31
	個人調査書(資料様式1)	33
	診断書	
	視覚障がい用(資料様式2-1)	36
	聴覚障がい・言語障がい用(資料様式2-2)	37
	知的障がい/自閉症・情緒障がい用(資料様式2-3)	38
	肢体不自由用(資料様式2-4)	40
	病弱・身体虚弱用(資料様式2-5)	41
	観察票	

視覚障がい用（資料様式 3-1）	43
聴覚障がい用（資料様式 3-2 A）	44
言語障がい用（資料様式 3-2 B）	45
知的障がい用（資料様式 3-3 A）	46
自閉症・情緒障がい用（資料様式 3-3 B）	48
肢体不自由用（資料様式 3-4）	50
病弱・身体虚弱用（資料様式 3-5）	51
様式一覧	52
4 関係通知文及び関係資料	
（1）学校教育法施行令の一部改正について（通知）	65
（2）障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）	69
（3）障害者の権利に関する条約 第二十四条 教育	76
（4）学校教育法施行令 関係条例抜粋	77
5 参考資料	
鳥取県教育支援チームについて	83
資料提出時のチェックポイント	84
医療機関受診時の問診票等の活用について	85